

砂川市立学校における 働き方改革行動計画

平成30年12月
(令和元年9月改定)
(令和6年5月改定)
(令和8年4月改定)

砂川市教育委員会

はじめに

近年の急激な人口減少や少子高齢化、高度情報化などの進展に加え、度重なる地域紛争など、社会・経済や国際情勢の不確実性が高まる中、今まさに「予測困難な時代」が到来しており、教育を取り巻く環境も大きな変革期を迎えています。特に、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響や、DX・GXの進展などにより、学校教育は在り方そのものが従来踏襲では立ち行かない影響を受け、学校においては児童生徒や地域の実態を見極めながら、学校課題の解決や子どもたちの「生きる力」の育成に向けて創意工夫した教育活動を推進しています。

こうした時代を生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

このような状況の中、砂川市教育委員会が平成30年10月の1か月間に実施した「教職員の時間外勤務等に係る実態調査」結果においては、1週間当たりの勤務時間が60時間を超えたことがある教職員の割合が小学校で約17%、中学校で約57%となっており、教職員の勤務の長時間化が浮き彫りとなりました。

このことから、砂川市教育委員会としては、平成30年12月に「砂川市立学校における働き方改革行動計画」を策定（令和元年9月改定）、その後「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン(第2・3期)」に基づき令和元年9月、令和6年5月に一部改正するなど、教職員が心身の健康を損なうことのないよう、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に対する「真の教育」を持続的に行うことのできる環境を創り出すことを目指してきました。そして、令和6年度の砂川市立学校教育職員の時間外勤務の状況については、時間外勤務時間1か月で45時間以内、1年間で360時間以内という目標を達成（※）するなど、働き方改革の着実な推進に努めてきました。

そしてこの度、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布されたことを受け、本法律に即しながら、教育委員会と学校との連携による働き方改革の一層の推進に向けた業務改善に取り組むことといたしました。

今後において、働き方改革推進に向けて、実行可能なものは直ちに行い、検討が必要なものについても関係部署等と協議し、新たな業務改善に向けた取組についても推進していくとともに、学校、家庭、地域及び行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し、専念できる環境の整備に努めてまいります。

（※）令和6年度砂川市立学校教育職員の時間外勤務の状況

月平均時間外勤務時間 最長の月 29時間32分（4月）

年間時間外勤務時間 253時間17分

I 行動計画の基本的な方針

1 行動計画の性格

本計画は、国が策定した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」及び、「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」等に基づき、市内全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、各学校の取組を促すものです。

本計画については今後の国や北海道の動向、学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

本計画は、北海道教育委員会が策定した「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」等に基づき、学校が計画に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内）とする。

【目指す姿】

教員一人一人が、取組による変化・変容を実感できる働き方改革の推進。

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長		①ICTの活用による校務効率化の推進
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築		②保護者・地域等との連携協働
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現		③部活動休養日等の完全実施 ④教頭の業務縮減 ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進 ⑥メンタルヘルス対策の推進等

※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とし、道教委、市教委、学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

3 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要です。

このため、学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めることが必要となります。

また、教育委員会においては、砂川市のPTA等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、ホームページを活用するなどし、その取組状況を定期的に公表します。

4 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

教育委員会、学校は、緊急提言で改めて示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めることとします。

また、業務の適正化の推進にあたっては、緊急提言で併せて示された「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」」も参考に、それぞれが役割を果たしながら、取組を進めます。

基本的には学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理(給食費等の公会計化の推進) ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応(教育委員会指導参事) ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や法令上の教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑥調査・統計等の回答等(事務職員等) ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理(事務職員等) ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(事務職員等) ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理(公務補・会計年度任用職員等) ⑩校舎の開錠・施錠(公務補・事務職員等) ⑪児童生徒休み時間における対応(輪番・事務生等) ⑫校内清掃(輪番・事務生・公務補等) ⑬部活動(地域展開・地域連携の推進) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態の緩和・解消に向けて取り進める。	⑭給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑮授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑯学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑰学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、地域・保護者等) ⑱進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

II 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教職員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職員人生を豊かにすることで自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるという働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務体系の違いや、毎日子どもと向き合う教職員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向け取り組んでいきます。

III 教育委員会及び学校の役割

1 教育委員会の役割

教育委員会は、砂川市立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、取組を行うための支援を行います。

また、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進捗管理や指導助言に努めます。

2 学校の役割

校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

また、校長は、行動計画に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、道の「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

IV 行動計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)までの3年間とします。

V 行動計画が目指す目標

本計画に掲げる取組について、成果を検証しながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定します。

(1) 教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内を100%とし、1年間で360時間以内とする。

※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間で720時間を超えないようにするとともに、1か月で45時間を超える月は1年間に6月までとする。

※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。

※3 「目標」は、「Ⅷ 砂川市立学校の教員の勤務時間の上限について」の2の(2)の目安時間と同一。

※4 「在校等時間」は、Ⅷの2の(1)による。

※5 「条例」は、Ⅷの2の(2)に記載の条例による。

(2) 部活動休養日を全ての部活動で実施する。

(3) 変形労働時間制を活用する。

(4) 定時退勤日を月2回以上実施する。

(5) ワークライフバランス推進強化期間を年2回以上実施する。

(6) 学校閉庁日を年9日間以上実施する。

VI 取組の検証

教育委員会及び学校は、北海道教育委員会が提供する検証結果及び校務支援システムによる教職員の出退勤記録により、学校における取組の進捗状況を把握し、改善に活用します。

VII 具体的な取組内容

教育委員会及び学校は、地域や学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

P lan 1 校務の効率化と役割分担の推進

1 ICTの活用による校務効率化の推進

(1) ICTを活用した授業改善や教材の活用

教育委員会は、学校に対して、北海道教育委員会が作成した各教科の教材資料や実践資料などを有効に活用するとともに、PC、タブレット、実物投影機及びプロジェクターなどを活用した授業づくりにより、教材準備などの効率化を図るよう指導・助言する。

(2) 校務支援システムの効果的活用

教育委員会は、業務の効率化・教育の質的改善を図るため、校務支援システムの基本機能の利活用を促進させる。

(3) デジタル化の促進による校務処理の負担軽減

教育委員会は、学校に対して、各種会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、電子データによる教材の共有、学校と保護者等間の連絡や各種配付物をデジタル化するなどにより、校務処理の負担軽減を進めるよう指導・助言する。

2 保護者・地域等との連携協働

(1) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、「地域学校協働活動」を通じた学校の教育活動への地域住民の支援や、「コミュニティ・スクール」による、保護者や地域住民の学校運営への参画など、実情に応じた効果的な活動を促す。

(2) 学校における働き方改革に対する保護者・地域住民の理解促進

教育委員会は、保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、ホームページで保護者や地域に公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

3 専門スタッフ等の配置促進

教育委員会は、学校の課題に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の配置及び派遣を進める。

4 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

教育委員会は、国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」等を参考に、学校給食費の公会計化と併せて、令和5年8月より市で取り組む「学校給食費無償化」に伴う、給食費の徴収・管理等業務（未納者対応を含む）を担う。

P

lan 2 部活動指導に関わる負担の軽減

1 部活動休養日等の完全実施

学校は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「砂川市立学校の部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - 学校閉庁日は休養日とし、朝練習や自主練習も行わない。
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。
 - 特定の教職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置とする。
- ※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「砂川市立学校における部活動の在り方に関する方針」による。

2 指導・運営に係る体制の構築

教育委員会は、部活動の指導体制について、国や北海道が示す「部活動の地域展開」等の動向を見ながら外部指導員の掘り起こしに努める。

3 部活動の地域展開

教育委員会は、「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」を踏まえ、休日の部活動を段階的に地域展開することを基本とし、令和6年度から、関係団体等と学校の部活動の在り方や指導体制等について検討する協議会を立ち上げ、令和13年度(2031年度)までに、全ての部活動において地域展開の実現を目指す。

P lan 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

1 教頭の業務縮減

(1) 調査・依頼業務の精選

教育委員会は、学校への調査・依頼について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、学校との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、調査・依頼業務の見直しや簡素化などの取組を不断に進める。

(2) 作成物の簡素化

教育委員会は、調査・報告物について、学校が記入する情報を教育委員会が把握しているものについては、可能な範囲で教育委員会が記入するなど、資料作成に係る教頭の負担軽減に努める。

2 学校行事の精選・重点化

教育委員会は、学校における行事の見直しが適切に行われるよう必要な指導・助言を行うとともに、学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、必要に応じて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信するなど、学校の取組に必要な支援を行う。

3 適切な教育課程の編成・実施

教育委員会は、教育課程編成届や学校経営計画等を確認し、標準授業時数を大きく上回る（年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

4 適正な勤務時間の管理等

（1）労働基準法等の規定に基づいた適切な勤務時間の確保

教育委員会は、学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。

（2）勤務時間に係る諸制度を活用した適正な勤務時間や休憩時間の設定

教育委員会は、学校に対し、やむを得ず「超勤 4 項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。

5 学校の組織運営に関する見直し

教育委員会は、学校に対して、組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

P Plan 4 意識の変容を促す取組

1 働き方改革の意識を高める取組の推進

（1）ワークライフバランスを意識した働き方の推進

校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月 2 回以上の「定時退勤日」及び年 2 回以上の「ワークライフバランス推進強化期間」の設定や、15 日以上の「年次有給休暇」の取得を呼びかけるなど、教職員の意識啓発に努める。

（2）人事評価制度等を活用した意識改革の推進

校長は「学校経営方針」「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとと

もに、管理職の業績評価に係る目標設定にあたっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。

また、人事評価の面談において、管理職が所属職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

2 これまでの取組の着実な推進

(1) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」については、北海道及び空知管内の動向を見ながら、次のとおり設定していく。

【閉庁日】

年9日間以上設定することとし、夏季休業期間は8月中旬の3日間、冬季休業期間は6日間(12月29日から1月3日まで)を市内統一閉庁日として設定することを基本とする。

【閉庁日における服務】

- ① 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応する。
- ② 年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することが無いよう留意する。
- ③ 年次有給休暇等を希望しない職員が出勤する場合、玄関の開錠・施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職職員が出勤することがないようにする。

(2) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

校務支援システムと連動した「出退勤管理システム」のタイムカードを活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。

また、教育委員会は教育職員の在校等時間等を適宜、公表する。

P lan 5 学校サポート体制の充実

1 メンタルヘルス対策の推進等

教育委員会は、学校に対して、労働安全衛生管理体制の適切な整備を行うとともに、学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや、医師による面接指導

体制等について適切に実施する。

2 トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

教育委員会は、学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、スクールソーシャルワーカーを校内に配置し、事務局職員が連携・協働しながら対応を進めたりすることができるよう、学校運営を支援する体制を整備する。

3 調査業務等の精選・見直し

教育委員会は、教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分確保し、一定期間に調査業務が集中しないようにする。

4 緊急時や保護者アプリによる連絡対応等

教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、保護者アプリによる連絡対応等の取組を進める。

5 各種届出等の見直し

教育委員会は、学校職員に対する外勤の命令は、口頭により行うこととし、外勤簿に代わり学校日誌を活用することで、会議名・出席者・開始時刻等を記入し記録するとともに、自宅から外勤先に直接移動する場合は、出勤簿に「外勤」の表示を行うこととしており、各種届出等についても見直しを検討する。

Ⅷ 砂川市立学校の教員の勤務時間の上限について

- ・ 教員の勤務時間に関しては、文部科学省が平成 31 年 1 月 25 日に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、服務監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、本項に砂川市立学校の教員の勤務時間の上限について定める。
- ・ 教育委員会は、次に定める勤務時間の上限の目安時間を超えないように、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- ・ 学校は、教員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように努力する。

1 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 2 条に規定する教育職員を対象とする。

2 勤務時間の上限

(1) 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、教員等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とする。

(2) 目安時間

ア 1か月の在校等時間の総時間から、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条の規定により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

ア 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにする。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

イ また、1か月の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例で定めた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

3 実効性の担保

(1) 教育委員会は、上限の目安時間を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) 教育委員会は、保護者も含めて社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知する。

(3) 教育委員会は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、各学校の取組の状況を把握し、公表する。

4 留意事項

(1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推

奨励する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

5 その他

4 留意事項の(2)に記載する在校等時間の客観的な計測については、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築後に実施することとする。